

商品概要説明書

スーパー定期貯金（単利型）
2026 トクトクキャンペーン

（令和8年5月19日現在適用中）

1. 商品名 （愛称）	・スーパー定期貯金（単利型） （愛称：2026トクトクキャンペーン）
2. ご利用いただける方	・個人
3. 期間	・定型方式 2年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いとなります。
4. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入原資 （3）預入金額 （4）預入単位	・一括預入 ・預入日の3か月前から預入日までに現金、振込、ATM等にて当組合に入金された資金とします。当組合の定期貯金解約資金は対象外です。 ・10万円以上3,000万円以下 ・1円単位
5. 募集金額	・150億円とします。
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金	・約定利率：1.00%（税引後：0.79%） 自動継続時には、「スーパー定期貯金（期間2年）」の店頭金利を当該満期日まで適用します。 ・預入日から1年後の応当日（中間利払日）および満期日以後に分割してお支払います。 ※中間利払日に支払う利息は、預入日から中間利払日の前日までの日数および所定の金利（約定金利×70%、小数点第4位以下切り捨て）により計算します。 ※中間払利息の支払い方法は、指定の口座へ入金する「利息振替」または中間払利息を定期預金とする「子定期」があります。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※ 令和19年12月31日までの適用となります。
8. 付加できる 特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・マル優（「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。

<p>9. 中途解約時の取扱い</p>	<p>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>① 6か月未満 : 解約日における普通貯金利率</p> <p>② 6か月以上1年未満 : 約定利率×50%</p> <p>③ 1年以上2年未満 : 約定利率×70%</p>
<p>10. 貯金保険制度（公的制度）</p>	<p>・保護対象</p> <p>この貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>11. 取扱期間</p>	<p>令和8年5月19日（火）～令和8年6月30日（火）</p>
<p>12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品に係る相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA支店・出張所または金融部 金融推進課（電話：0776-50-7611）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部 金融推進課またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>福井弁護士会（電話：0776-23-5255） 京都弁護士会（電話：075-231-2378） 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<p>・本商品は、自動化機器およびネットバンクでの取扱いはできません。</p>

ご不明な点は、当JA窓口までお気軽にお問い合わせください。